

報告事項1 下野谷遺跡の保存・活用について

1 国史跡「下野谷遺跡」の追加指定の意見具申について

(1) 追加指定の意見具申

下野谷遺跡調査指導委員会により国史跡として保護を要する範囲として評価を得た地域（以下「指定候補地」という。）のうち、今回、指定候補地内の土地所有者から国史跡指定について同意を得た下記(2)について、国史跡の追加指定に向けて意見具申したので報告する。

(2) 国史跡として追加指定のため意見具申した範囲

- | | | |
|---|---------|---|
| ① | (1) 所在地 | 西東京市東伏見六丁目地内 |
| | (2) 土地 | 111.15 m ² |
| | (3) 建物 | 1階 58.29 m ² 2階 46.91 m ² |
| ② | (1) 所在地 | 西東京市東伏見六丁目地内 |
| | (2) 土地 | 133.43 m ² |
| | (3) 建物 | 1階 56.93 m ² 2階 39.54 m ² |
| ③ | (1) 所在地 | 西東京市東伏見六丁目地内 |
| | (2) 土地 | 112.52 m ² |
| | (3) 建物 | 1階 44.93 m ² 2階 42.93 m ² |
| ④ | (1) 所在地 | 西東京市東伏見六丁目地内 |
| | (2) 土地 | 96.92 m ² |
| | (3) 建物 | 1階 46.78 m ² 2階 44.71 m ² |

2 下野谷遺跡整備実施設計等について

(1) 史跡下野谷遺跡整備測量委託

史跡下野谷遺跡の整備に必要な地形測量を実施する。

契約期間 令和元年5月30日から8月30日まで

(2) 史跡下野谷遺跡整備実施設計等委託

「史跡下野谷遺跡整備基本計画」に基づき、現状で一定の面積を整備できる第一次（短期・中期計画）整備地区（コアエリア）と長期計画整備地区（コアエリア以外の西集落全域）に分け、コアエリアを先行して整備（第一次整備）する。

コアエリアの整備は、インフラや一部の遺構復元などの整備を短期～中期にかけての1期整備期間に、1A期と1B期に分けて行う。

1A期には全体の造成、植栽とメインエントランスであり、説明板の設置や多目的広場などのガイダンス機能や便益施設も有するゾーン（エントランスゾーン）を整備し、1B期に竪穴住居などの造形物等を整備する。

今年度は1期整備の基本設計と1A期の実実施設計を委託するものである。

契約期間 令和元年7月19日から令和2年3月19日まで